

和歌山県歯と口腔の健康づくり計画の概要

平成24年4月1日に施行された「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」(以下、「条例」と略す。)に基づき策定

趣旨

歯・口腔の健康は、食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、全身の健康づくりにも重要な役割を果たしていることから、条例に基づき、本県の歯科口腔保健の現状を認識した上で、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定

計画の位置づけ

- ・歯科口腔保健の推進に関する法律第13条及び条例第10条に基づく計画
- ・地域保健医療計画、健康増進計画と整合性をもつ

基本方針

条例の基本理念に基づき、生涯を通じて県民自らが主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、県内どこでも必要な歯と口腔の保健サービスを受けられるよう環境整備や、ライフステージに応じて対策を進め、「歯と口腔の健康格差の縮小」、「歯科疾患の予防」「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」を図る。

計画期間 平成25年度を初年度とした平成34年までの10年間とし、必要に応じて見直す。

本県の主な現状

- ・乳幼児のう蝕は、3歳児歯科健康診査において、有病者率は減少しつつあるが、全国に比して5.5ポイント高く、市町村格差がある。
- ・学齢期のう蝕は、12歳児において、ほぼ全国並みであるが、市町村格差がある。
- ・歯周病については、全国に比べ重度の者の割合が高い。
- ・市町村における歯科保健事業については、健康増進法により実施されている歯周疾患検診は全国に先駆けて全市町村で実施している。

主な課題

- ・3歳児歯科健康診査におけるう蝕の有病者率の減少と市町村格差の縮小。
- ・う蝕予防に効果のあるフッ化物洗口実施施設数が近年伸び悩んでいる。
- ・節日年齢の歯周疾患検診の受診率が6.8%で、受診率の向上が必要。
- ・歯科治療や口腔ケアで予防できる疾患、治療の完遂に有効である疾患等について、医科と歯科の連携が必要。
- ・市町村における歯科保健事業への専門職の関与。

主要な目標

- ① 歯科疾患の予防における目標
 - ・3歳児のう蝕のない者の割合の増加
 - ・12歳児の一人平均う蝕数の減少
 - ・12歳児のう蝕のない者の割合の増加
 - ・60歳における進行した歯周炎を有する者の割合の減少
- ② 歯の喪失の防止における目標
 - ・60歳における24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
 - ・80歳における20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
- ③ 口腔機能の維持・向上における目標
 - ・60歳における咀嚼良好者の割合の増加

主要な施策

- ・8020(ハチマルニイマル)運動の推進
(いい歯の日、いい歯の月間や歯と口腔の健康週間等での啓発)
- ・成人・高齢者歯科保健の充実
(歯周疾患対策の充実、口腔機能向上プログラムの普及)
- ・母子・学校歯科保健の充実
(う蝕予防に有効なフッ化物洗口や、フッ化物歯面塗布等の普及)
- ・医科と歯科の連携体制の構築
- ・口腔保健支援センターの設置